

改正産業競争力強化法に基づく事業適応と政策税制

Issue190, September 2021

In brief

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の一部が8月2日に施行され、2021年度(令和3年度)税制改正(以下、「令和3年度改正」)で措置された、①改正産業競争力強化法(以下、「産競法」)の事業適応計画認定制度に基づく投資促進税制や繰越欠損金の控除上限の特例、②中小企業等経営強化法の経営力向上計画認定制度に基づく経営資源集約化税制についての、計画申請の受付が8月2日より開始されました。又、これらの施行を受けて、経済産業省のWebページで事業適応計画の概要やQ&Aが公表され¹、事業適応計画の電子申請サイト²も開設されています。

産業競争力強化法の「事業適応」は、①成長発展事業適応、②情報技術事業適応、③エネルギー利用環境負荷事業適応の3つに区分され、2021年8月2日以後一定期間内に、主務大臣から事業適応計画の認定を受けた事業者(認定事業適応事業者)が、認定事業適応計画に従って設備投資等を行った場合に税制措置(認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例(繰越欠損金の控除上限の特例)、DX投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制)の適用が認められます。

本ニュースレターでは、事業適応計画認定制度の概要と税制措置適用のための事業適応計画の申請等に係る留意点を中心に解説いたします。なお、本税制のウェビナー解説も、PwC Japanグループのイベント/セミナーページからご視聴いただけます。

「企業の産業競争力強化支援税制(研究開発税制、DX投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制)についての実務解説」<https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/p1210903.html>

In detail

1. 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行

2021年7月30日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令」及び関連政省令等が公布され、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(以下、「改正法」)の一部が8月2日に施行されました。改正法は、ポストコロナにおける成長の源泉となる、「グリーン社会」への転換、「デジタル化」への対応、「新たな日常」に向けた事業再構築、中小企業の足腰強化等を促進するための措置等を新たに講じています。改正法の施行に伴い、産競法の事業適応計画を含む、各種支援措置の申請の受付も8月2日より開始されました(図表1参照)。

¹ https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html

² <https://form.gbiz.go.jp/BusinessAdaptation/>

【図表 1 8月2日に施行された制度の概要(一部抜粋)】

支援制度等	制度内容
産業競争力強化法	
事業適応計画	①カーボンニュートラル、②DX(デジタルトランスフォーメーション)、③「新たな日常」に向けた事業再構築に関する計画認定を受けた場合に、税制支援(投資促進税制、繰越欠損金の控除上限の特例)や金融支援(利子補給、低利融資)を行う
	投資事業有限責任組合がグローバルオープンイノベーションに資する海外投資について計画認定を受けた場合に、海外投資 50%規制の適用除外等を行う
	ディープテック(大規模研究開発型)ベンチャー企業の量産体制整備等に関する計画認定を受けた場合に、これに必要な資金の民間金融機関からの融資に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証を行う
	資金調達の円滑化や有望資産の再活用によるスタートアップ企業の再挑戦支援を行い、コロナ禍の影響等によって事業継続が困難になったスタートアップ企業等を支援
	債権譲渡における第三者対抗要件の特例
	債権の譲渡の通知等が、新事業活動計画の認定を受けた事業者によって提供される情報システムを利用してされた場合には、当該情報システム経由での通知等を、確定日付のある証書による通知等とみなす
	企業等の新製品・新サービスの開発などの新しい事業活動に対して国立研究開発法人産業技術総合研究所の研究開発施設等を提供
	事業再編計画に関する支援措置の拡充(会社法の特例措置の拡充(株式対価M&A時の株式買取請求権の適用除外、スピンドルの際の業務執行者の欠損填補責任の軽減)や金融支援の対象拡充(大規模な買収資金、構造改善費用等))
	事業再生 ADR(私的整理)において、法的整理に移行した場合も私的整理時の事業再生計画案が適用される予見可能性を高めることにより、結果的に法的整理に移行することなく、事業再生 ADR での迅速な事業再生を実現する制度等を措置
	中小企業再生支援協議会による事業再生支援の機能強化
中小企業等経営強化法	中小企業再生支援協議会による中小企業の事業再生支援について、法的整理に移行した場合に、つなぎ融資債権の優先弁済が認められる蓋然性の向上を図る規定や、商取引債権が保護される予見可能性を高める規定を創設
	創業関連保証の保証限度額・対象者の拡充
中堅企業への成長促進	
経営資源集約化の促進	規模拡大に資する支援策(経営革新計画、経営力向上計画に紐付く支援)について、資本金によらない新たな支援対象類型を創設し、中小企業から中堅企業への成長途上(規模拡大パス)にある企業群まで対象を拡大
	譲り受けようとする企業の財務状況等の調査(デューデリジェンス)に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、認定に従ってM&Aを実施した場合、中小企業の経営資源の集約化に資する税制(準備金の積立等)を措置
	事業継続力の強化
承継円滑化法	
経営承継円滑化	事業承継(M&Aを含む)を要するものの株主の所在不明によりそれが困難である旨の認定を受けた中小企業者について、所在不明株主からの株式買取り等の手続きに必要な期間を5年から1年に短縮する会社法の特例を措置

(出所:経済産業省 Web ページを基に PwC 税理士法人作成)

2. 産競法に基づく事業適応計画認定制度

2021年(令和3年)の産競法の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、「新たな日常」に向けた取組を先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しすることを目的として行われ、具体的な措置として事業適応計画認定制度に基づく支援制度が導入されました。事業適応計画認定制度は、事業者全体での組織的な戦略に基づき、前向きな未来投資を通じた事業変革を実行し、産業競争力の強化を図る取組(=事業適応)についての事業者の申請に対して、主務大臣が認定を与えるもので、認定事業適応事業者(経済産業省の Web ページで公開)には金融支援(指定金融機関の審査と承認は必要)や税制優遇措置の適用が認められます。

令和3年度改正により創設された、カーボンニュートラル投資促進税制、DX投資促進税制、及び繰越欠損金の控除上限の特例措置は、2021年8月2日以後に事業適応計画の認定(エネルギー利用環境負荷事業適応の認定、情報技術事業適応の認定、成長発展事業適応の認定)を受けた事業者(認定事業適応事業者)が、認定事業適応計画に従って設備投資等を行った場合に適用されます(図表2参照)。

DX投資促進税制と繰越欠損金の控除上限の特例措置を受けるには、事業適応計画の認定に加えて、生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準(情報技術事業適応の課税の特例(DX投資促進税制))、経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準(成長発展事業適応の課税の特例(繰越欠損金の控除上限の特例措置))についても、主務大臣の確認を得る必要があります。

【図表2 事業適応計画と課税の特例措置】

事業適応			
前向きな取組	成長発展事業適応	情報技術事業適応	エネルギー利用環境負荷低減事業適応
1 生産性向上・需要開拓を目指す取組 事業者が、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを目指して行う 2 全社的取組 事業の全部又は一部の変更(取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うものに限る。)	予見し難い経済社会情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うもの	情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの	エネルギーの消費量の削減、非化石エネルギー源の活用その他のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うもの
税制措置	欠損金の控除上限の特例	DX投資促進税制	カーボンニュートラル投資促進税制

(出所：産業競争力強化法等を基に PwC 税理士法人作成)

3. 事業適応計画の申請と認定

事業適応計画の認定を受けようとする事業者は、「事業適応計画の認定申請書(様式第十八(第11条の2関係))」を主務大臣(事業者の業種により、所管省庁が異なる)に提出してその認定を受けます。認定事業者には「事業適応計画の認定書(様式第十八の二(第11条の3第1項関係))」が交付され、認定事業適応事業者の認定に係る事業適応計画の内容が経済産業省のWebページに公表されます³。

情報技術事業適応の課税の特例(DX投資促進税制)、成長発展事業適応の課税の特例(繰越欠損金の控除上限の特例措置)を受けようとする場合は、事業適応計画の認定申請書と併せて、「情報技術事業適応に係る確認申請書(様式第十八の十七(第11条の18第1項関係))」、「成長発展事業適応に係る確認申請書(様式第十八の十六(第11条の17関係))」を提出する必要があります。主務大臣による確認を受けた場合は、「情報技術事業適応に係る確認書(様式第十八の十八(第11条の18第3項関係))」が交付され、成長発展事業適応に係る確認は、事業適応計画の認定書にその旨が表示されます。

事業適応計画の認定要件は、事業適応の実施に関する指針(以下、「実施指針」)に規定されており(図表3参照)、事業適応計画の認定申請書にはこれらの内容が記載されます(必要に応じて書類を添付)。なお、事業分野別事業適応の実施に関する指針(以下、「事業分野別実施指針」)が設けられている業種⁴については、各々の事業分野別実施指針に適合する事業適応計画を作成する必要があります。

³ https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/nintei_dx.html

⁴ 半導体産業、石油精製業、航空機産業、金属産業、バイオ産業、自動車産業、化学産業、セメント産業、紙・パルプ産業、板ガラス産業

実施指針の定める認定要件は、事業適応毎に経済産業省の作成資料(「産業競争力強化法における事業適応計画について」)において、項目ごとに分かり易く整理されています(図表4参照)(実施指針の「事業適応」となる事業の全部又は一部の変更)は、図表4の前向きな取組に相当)。

【図表3 実施指針が定める認定要件の概要】

1 事業適応の促進の意義及び目標その他の事業適応に関する基本的事項		
① 事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標		
② 財務内容の健全性の向上に関する目標		
2 事業適応の内容に関する事項		
①取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定		
②「事業適応」となる事業の全部又は一部の変更		
(1) 成長発展事業適応		
i) 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供を行う取組、商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上を行う取組、商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入を行う取組のいずれかの取組類型に該当		
ii) 研究開発投資、固定資産投資(有形・無形)、企業の合併、買収その他戦略的取組への出資、人的投資、構造改革投資のいずれかの投資を実施		
(2) 情報技術事業適応		
i) 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供を行う取組、商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上を行う取組、商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入を行う取組のいずれかの取組類型に該当		
ii) クラウドシステムを活用して行うものであること		
iii) i) の3つの取組において、既存の内部データとグループ会社内外のデータの全部又は一部とを連携し、有効に利活用するものであること		
(3) エネルギー利用環境負荷低減事業適応		
i) 生産工程効率化等設備又は需要開拓商品生産設備の導入その他エネルギーの利用による環境への負荷の低減に資する取組		
③事業適応の認定要件に関する事項		
(1) 事業適応計画の円滑かつ確実な実施		
(2) 持続的なものと見込まれるもの		
3 事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項		

(出所:実施指針等を基にPwC 税理士法人作成)

【図表4 各事業適応計画の認定要件】

要件	事業適応計画		
	①成長発展事業適応	②情報技術事業適応	③エネルギー利用環境負荷低減事業適応
① 計画期間	5年以内		5年以内(金融支援を受ける場合に限り、10年以上)
② 生産性の向上 OR 新需要の開拓	<p>計画の終了年度において次のいずれか(①～④)の達成が見込まれること(企業単位)</p> <p>①修正R.O.A. 2%ポイント向上 ②有形固定資産回転率 5%向上 ③従業員1人当たり追加価値額 6%向上</p> <p>④成長発展事業適応特例基準に定める指標(★)</p>	<p>計画の終了年度において次の(いずれか)指標の達成が見込まれること</p> <p>①売上高伸び率過去5事業年度の業種売上高伸び率+3%ポイント</p>	<p>金融支援を受ける場合 5年目に左の①～③のいずれかの達成が見込まれること</p> <p>生産工程効率化等設備の導入を伴う場合 目標年度(計画開始後3年以内で設定した年度)において、底線生産性を7%以上向上</p>
③ 財務の健全性 (企業単位)			<p>金融支援を受ける場合 5年目に左の達成が見込まれること</p> <p>需要開拓商品生産設備の導入を伴う場合 需要開拓商品について十分な販路を開拓すること</p>
④ 前向きな取組 (取組単位)	<p>計画の終了年度において次の①及び②の達成が見込まれること。</p> <p>①有利子負債/CF≤10 ②経常収入>経常支出</p>	<p>計画の終了年度(金融支援を受ける場合は5年目)において【経常収入>経常支出】の達成が見込まれること。</p>	<p>次のいずれかに該当するものを行うこと。</p> <p>①新商品・新サービスの生産・提供 ⇒ 新商品等の売上高の合計額が全体の売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等1単位当たりの製造原価等を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 ⇒ 商品等1単位当たりの販売費等を5%以上削減</p>
⑤ 全社的取組		④情報技術事業適応特例基準に定めるもの(★)	<p>① 生産工程効率化等設備又は需要開拓商品生産設備の導入その他エネルギーの利用による環境への負荷の低減に資する取組を行うことにより、生産性の向上又は需要の開拓を図ること</p> <p>② (金融支援を受ける場合は、①に加えて) エネルギーの利用による環境への負荷の低減に資する取組が、事業者の持続的な競争力の強化に寄与すること</p>
⑥ 税の要件	成長発展事業適応特例基準に適合すること (P.14参照)	情報技術事業適応特例基準に適合すること (P.14参照)	次のいずれかに該当する設備が適用対象(P.34参照)
			①生産工程効率化等設備 ②需要開拓商品生産設備

(出所:経済産業省資料)

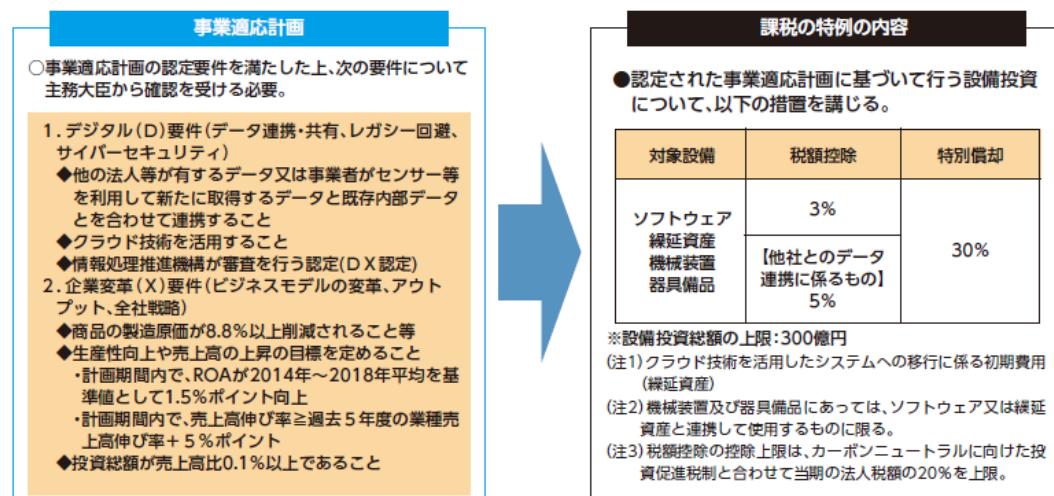
4. 事業適応計画の認定と課税の特例の適用

(1) 情報技術事業適応と DX 投資促進税制

本制度は、2021年8月2日から2023年3月31日までの間に、青色申告法人である認定事業適応事業者が、認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応の用に供するためにソフトウェアの新設若しくは増設をし、又はその事業適応を実施するために必要なソフトウェアの利用に係る費用（繰延資産となるものに限る）の支出をした場合に、特別償却（30%）又は税額控除（3%又は5%）のいずれかの選択を認めるものです。

対象となる資産には、新增設されたソフトウェア（特定ソフトウェア）、クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用（事業適応繰延資産）、及びソフトウェア又は繰延資産と連携して使用される機械装置・器具備品（情報技術事業適応設備（主として産業試験研究の用に供されるものを除く））が含まれます。グループ外他法人とのデータ連携の場合には、産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものとして主務大臣の確認を受けた場合は、より高い税額控除率（5%）が適用されます。投資額の上限は法人当たり300億円で、税額控除制度を適用する場合は、カーボンニュートラル投資促進税制と合わせて当期法人税額の20%が控除上限とされます。

【図表5 情報技術事業適応の認定要件と課税の特例】



（出所：財務省「令和3年度税制改正 パンフレット」）

(2) エネルギー利用環境負荷低減事業適応とカーボンニュートラル投資促進税制

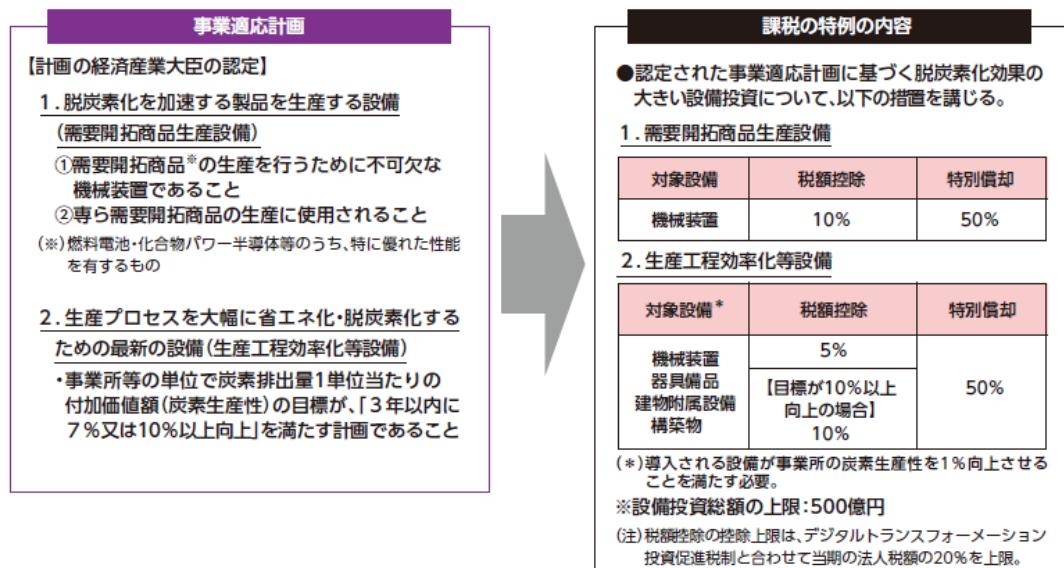
本制度は、2021年8月2日から2024年3月31日までの間に、青色申告法人である認定事業適応事業者が、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された需要開拓商品生産設備⁵又は生産工程効率化等設備⁶（併せて「生産工程効率化等設備等」という）の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合に、特別償却（50%）又は税額控除（5%又は10%）のいずれかの選択を認めるものです。

⁵ エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する商品その他の事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる以下の商品の生産に専ら使用される設備をいう。電力の制御若しくは電気信号の整流を行う化合物半導体素子又は当該素子の製造に用いられる化合物半導体基板、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を構成するリチウムイオン蓄電池、定置用リチウムイオン蓄電池（7300回の充放電後に定格容量の60%以上の放電容量を有するものに限る）、燃料電池（定格運転時における低位発熱量基準の発電効率が50%以上であるもの若しくは総合エネルギー効率が97%以上であるもの又は水素のみを燃料とするものに限る）、洋上風力発電設備（一基あたりの定格出力が9メガワット以上であるものに限る）を構成する商品のうち、ナセル、発電機、増速機、軸受、タワー、基礎

⁶ 生産工程の効率化によりエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する設備（機械若しくは装置、器具若しくは備品、建物附属設備若しくは構築物又はこれらを組み合わせたものをいう）のうち、設備の導入前後の炭素生産性を1%以上向上させるもの。

エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものとして主務大臣の確認を受けた生産工程効率化等設備は、10%の控除率が適用されます(需要開拓商品生産設備については10%の控除率のみ適用)。投資額の上限は法人当たり500億円で、税額控除を適用する場合は、DX投資促進税制と合わせて当期法人税額の20%が控除上限とされます。

【図表6 エネルギー利用環境負荷低減事業適応の認定要件と課税の特例】



(出所: 財務省「令和3年度税制改正 パンフレット」)

(3)成長発展事業適応と繰越欠損金の控除上限の特例

本制度は、2021年8月2日から同日以後1年を経過する日までの間に事業適応計画の認定を受けた青色申告法人である認定事業適応事業者（認定事業適応法人）が、その事業適応計画に従って成長発展事業適応を実施し、適用事業年度⁷において特例対象欠損金額⁸がある場合には、所得の金額（その所得の金額の50%を超える部分については、累積投資残額⁹を上限とする）の範囲内で損金算入を認めるものです。当該欠損金の控除特例は地方税についても認められます。

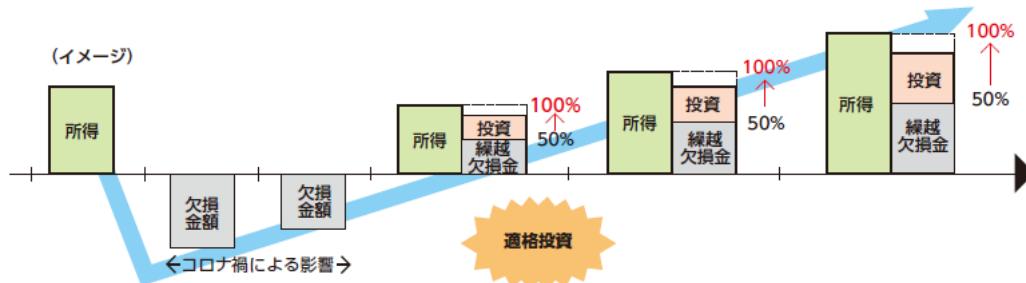
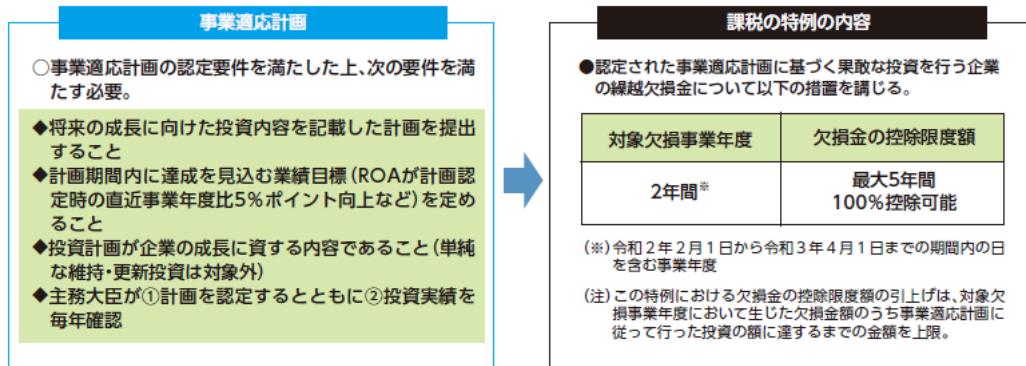
⁷ 次のいずれにも該当する事業年度をいう。

- ① 基準事業年度(特例対象欠損金額が生じた事業年度のうちその開始の日が最も早い事業年度後の事業年度で所得の金額が生じた最初の事業年度)開始の日以後5年以内に開始した事業年度
- ② 事業適応計画の実施時期を含む事業年度
- ③ 2026年4月1日以前に開始する事業年度

⁸ 2020年4月1日から2021年4月1日までの期間内の日を含む事業年度(コロナ禍の影響を受けたと認められる場合には、2020年2月1日から2021年3月31日までの間に終了する事業年度及びその翌事業年度)において生じた青色欠損金額

⁹ 事業適応計画に従って行った投資の額から既に本特例により欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%を超えて損金算入した欠損金額に相当する金額を控除した金額

【図表7 成長発展事業適応の認定要件と課税の特例】

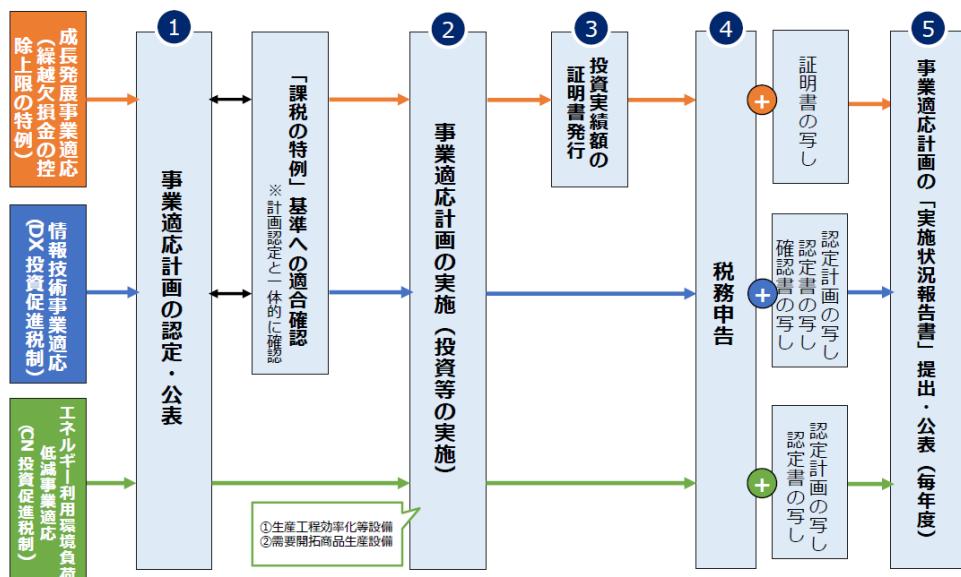


(出所: 財務省「令和3年度税制改正 パンフレット」)

(4) 認定から税務申告等の手続き

認定事業適応事業者は、繰越欠損金の控除上限の特例を適用する場合には、毎事業年度終了後1月以内に、実施した成長発展事業適応が認定事業適応計画に従って実施されたものであるとの適合証明書の発行を主務大臣から受け、申告書に添付する必要があります。DX投資促進税制、又はカーボンニュートラル投資促進税制を適用する場合には、認定計画の写し、認定書の写し、確認書の写し (DX投資促進税制のみ) を申告書に添付する必要があります。

【図表8 認定事業適応事業者が課税の特例を受ける場合の申告要件等】



(出所: 経済産業省資料)

認定事業適応事業者は、事業適応計画の認定を受けた後も、計画期間中の毎事業年度、計画の実施状況について事業年度終了後3ヶ月以内に「年度における認定事業適応計画の実施状況報告書」

(様式第四十七 (第48条関係))を主務大臣に提出し、実施状況は経済産業省のWebページで公表されることになります。

5. 認定申請等に係る留意事項

認定申請等に当たっては、まず、各事業適応計画の認定期限が異なっており、繰越欠損金の控除上限の特例の申請期限は施行日以後 1 年経過日（2022 年 8 月 1 日）であるため、投資の選定等も含めた早急な計画策定が必要となります。

次に、税制特例の適用においては、認定計画に基づき取得等された資産が対象となるため、認定前に取得されている資産は税制措置の対象外となる事に留意が必要です。さらに、いずれの事業適応も「前向きな取組」を要件としており、本税制の施行が明らかになる日（2021 年 3 月 31 日）より前に行なわれている場合は「前向きな取組」に該当しないため、税制措置の対象外となります。

最後に、グループ企業で DX 投資促進税制の適用を受けようとする場合には、申請法人ごとに DX 認定が必要とされます。

その他の認定申請等に係る留意事項は、経済産業省の Web ページにおいても QA 形式で詳細な解説がされています。

【参考 事業適応計画認定制度に関する政省令等と規定内容】

政省令等	規定内容
産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	産業競争力強化法施行令の一部改正により、認定事業適応関連措置の内容等を規定
産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令	事業適応計画の認定等を新たに規定
事業適応の実施に関する指針	事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標の設定に関する事項を規定
事業分野別事業適応の実施に関する指針（半導体産業、石油精製業、航空機産業、金属産業、バイオ産業、自動車産業、化学産業、セメント産業、紙・パルプ産業、板ガラス産業）	産業別に事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標の設定に関する事項を規定
生産工程効率化等設備に関する命令	カーボンニュートラル投資促進税制の対象となる、生産工程効率化等設備の詳細を規定
エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令	カーボンニュートラル投資促進税制の対象となる、需要開拓商品生産設備により生産される商品の詳細を規定
産業競争力強化法第 21 条の 28 第 1 項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準	成長発展事業適応で課税の特例を受けるための生産性の向上の指標を規定
産業競争力強化法第 21 条の 28 第 2 項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準	情報技術事業適応で課税の特例を受けるための生産性の向上等の指標を規定
産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準	情報技術事業適応設備で、税額控除上乗せ措置対象のソフトウェアの要件を規定
生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準	生産工程効率化等設備で、税額控除上乗せ措置対象の設備の要件を規定

（出所：法令等を基に PwC 税理士法人作成）

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
鬼頭 朱実

パートナー
浅川 和仁

パートナー
白土 晴久

パートナー
竹下 文浩

パートナー
蒲池 茂

パートナー
武田 恭世

ディレクター
荒井 優美子

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.